

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会会員規程

(会員に関する部分の抜粋)

第2条 本会の会員は、正会員、賛助会員とする。

第3条 本会の正会員は、次の区分による。

- 一 市町村社会福祉協議会
- 二 社会福祉事業を実施する社会福祉施設、及び社会福祉を目的とする事業を実施する者、並びに更生保護事業を実施する者
- 三 介護保険事業又は障害者支援費事業を実施する者
- 四 民生委員・児童委員、保護司
- 五 主に福祉に関する活動を行う者
- 六 その他理事会で会員にすることが適当と認められた者

第4条 賛助会員は、社会福祉に関心を持つ個人、法人又は団体とする。

第5条 会員は、別に定める規程により毎年年度内に会費を納めなければならない。

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会会費規程

第2条 会費は、年額をもって定めるものとし、その算定基準は次の各号によるものとする。

一 正会員

ア 市町村社会福祉協議会たる会員の会費は、市にあっては一世帯につき5円を乗じて得た金額に基本額20,000円を加えた金額とし、町村にあっては一世帯につき4円50銭を乗じて得た金額に基本額10,000円を加えた金額とする。

この場合の市町村別世帯数は、前年の12月31日現在県市町村課調べの数によるものとする。

イ 社会福祉事業を実施する社会福祉施設、及び社会福祉を目的とする事業を実施する者の会費は、基本額12,000円に加え、別表に定める定員数に応じた負担額を乗じて得た額とする。

ウ 介護保険事業又は障害者支援費事業を実施する者の会費は、基本額12,000円に加え、別表に定める定員数に応じた負担額を乗じて得た額とする。

エ 民生委員・児童委員、保護司の会費は500円とする。

オ 主に福祉に関する活動を行う者の会費は、法人団体18,000円、未法人団体12,000円、ボランティア（個人・グループとも）3,000円とする。

二 賛助会員の会費は、個人1口につき2,000円以上とし、企業その他法人は1人1口10,000円以上とする。

三 会費の算定額に端数が生じた場合、100円未満を切り捨てるものとする。

第3条 会員規程第3条において、複数の号に該当する社会福祉施設・事業者にあつては、前条における上位の基準を適用する。

第4条 会費は、毎年4月1日にこれを調定し、9月までに納入を受けるものとする。

附 則

2 この規程の施行前から会員となっている者の会費額は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までに限り、この規程の施行前の規程を適用する。

(会費規程第2条一項のイ、ウ関係 別表)

施設の種類の	定員数に応じた負担額（単価）
保護施設	授産施設(400円)、救護施設、医療保護施設(200円)
老人福祉施設	特別養護老人ホーム(300円)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス(200円)、老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター(なし)、老人福祉センター
身体障害者更生援護施設	身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者福祉工場(300円)、肢体不自由者更生施設、重度身体障害者更生援護施設、視覚障害者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者小規模通所授産施設、障害者更生センター(200円)、身体障害者デイサービスセンター、点字図書館、補装具製作施設(なし)、身体障害者福祉センター
知的障害者援護施設	知的障害者更生施設、知的障害者授産施設(300円)、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者通所寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者福祉工場(200円)
婦人保護施設	婦人保護施設(200円)
母子福祉施設	母子休養ホーム(200円)、母子福祉センター(なし)
児童福祉施設	乳児院、児童養護施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、児童自立支援施設(300円)、知的障害児施設、難聴幼児通園施設(200円)、母子生活支援施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設(100円) 保育所【公立 5,400×(公立保育所数-1)】、保育所【私立】(なし)、児童遊園(なし)、助産施設、児童館
社会福祉法による施設等	社会事業授産、無料、定額診療施設、有料老人ホーム、痴呆対応型老人共同生活援助事業、介護老人保健施設、知的障害者デイサービスセンター、精神障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型、精神障害者福祉工場(200円)、地域福祉センター、盲人ホーム、老人休養ホーム、知的障害者グループホーム、障害児通園(デイサービス)事業、障害児市町村療育事業、心身障害者地域ケア施設、生活ホーム事業、精神障害者地域生活支援センター、精神障害者グループホーム、精神障害者小規模作業所、老人憩いの家(なし)、隣保館
介護保険サービス事業者及び障害者支援費事業者	※定員のある事業者(200円)、定員のない事業者(なし)

※太字ゴシック体の施設種別は、団体会員を示します。